

2022年3月29日

各位

 上場会社名
 積
 水
 樹
 脂
 株
 式
 会
 社

 代表取締役会長
 兼
 CEO
 福井 彌一郎

 (コード番号
 4212
 東証第1部)

 問合せ先
 取締役兼執行役員
 管理部門管掌
 菊池
 友幸

 (TEL
 06-6365-3204)

(開示事項の変更) 当社取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての 自己株式の処分に関する契約内容の一部変更のお知らせ

当社は、2019年6月27日、2020年6月25日及び2021年6月25日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」(以下「原開示」といいます。)にてお知らせしたとおり、当社の業務執行を担う取締役および執行役員(以下「対象取締役等」といいます。)に対して譲渡制限付株式を付与しておりますが、本日の取締役会において、原開示にてお知らせした当社と対象取締役等との間の「譲渡制限付株式割当契約」の内容を一部変更する旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の目的

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び株主との価値の一層の共有を目的として、2019年より譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。株式付与にあたりましては、当社と対象取締役等との間で、原開示の「3. 本割当契約の概要」に記載された内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結しており、過去3回の契約においては譲渡制限期間を30年とし、譲渡制限期間中に対象取締役等が正当な事由により「取締役および執行役員のいずれの地位」からも退任した場合には、譲渡制限が解除される条件を付しております。

しかしながら長期的な株式価値の共有という制度の趣旨を鑑み、取締役あるいは執行役員を退任した場合であっても当社グループの常勤職を終えるまで譲渡制限が継続する条件とすることが適切であると考え、過去3回の締結済契約につき契約の一部を変更することといたしました。

2. 変更の内容

原開示の「3. 本割当契約の概要」における以下の箇所を変更いたします。変更箇所は下線を付しております。なお、以下に記載している変更箇所を除き、原開示の記載内容に変更はありません。

【変更前】

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社<u>の取締役又は取締役を兼務しない執行役員</u>のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了その他正当な事由により退任した場合の取扱い
 - ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社<u>の取締役又は取締役を兼務しない執行役員</u>のいずれの地位からも任期満了その他 正当な事由により退任(死亡による退任を含みます。)した場合には、対象取締役等の退任の直後の時 点をもって、譲渡制限を解除する。

- ②譲渡制限の解除対象となる株式数
- ①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象取締役等の退任日を含む月までの在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。

【変更後】

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、 監査役、従業員((i)65歳以上のフルタイムの定年後再雇用者及び(ii)サムタイムの定年後再雇用者を除 く。以下同じ。)、相談役又は顧問その他これに準ずる地位(非常勤を除く)のいずれかの地位にあること を条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

- (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了<u>又は定年</u>その他正当な事由により退任<u>又は退職</u>した場合の 取扱い
 - ①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、当社<u>又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、従業員、相談役又は顧問その他これに準ずる地位(非常勤を除く)</u>のいずれの地位からも任期満了<u>又は定年</u>その他正当な事由により退任<u>又は退職</u>(死亡による退任<u>又は退職</u>を含みます。)した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

- ②譲渡制限の解除対象となる株式数
- ①で定める当該退任<u>又は退職</u>した時点において保有する本割当株式の数に、本割当決議日を含む月から対象取締役等の退任<u>又は退職</u>日を含む月までの在職期間(月単位)を12で除した数(その数が1を超える場合は、1とする)を乗じた数の株数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる)とする。
- 3. 変更時期

2022年3月30日付で、当社と対象取締役等との間で変更契約書を締結いたします。

以上